

# 社会福祉法人櫛引福寿会

## 役員及び評議員等の報酬等に関する規程

平成 29 年 6 月 20 日 制定

令和 元年 6 月 25 日 改正

令和 2 年 3 月 23 日 改正

### (目的及び意義)

**第 1 条** この規程は、社会福祉法人櫛引福寿会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及び第 22 条の規定に基づき、役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

**第 2 条** この規程において、次の各号の掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員、評議員選任・解任委員及び苦情解決第三者委員をいう。
- (3) 報酬とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

### (報酬の支給)

**第 3 条** 役員及び評議員等に対し、職務執行の対価として報酬を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

### (報酬の額の決定)

**第 4 条** この法人の役員の報酬総額は、年間 200 万円以内とする。

- 2 評議員の報酬総額は、定款第 8 条で定める範囲内とする。
- 3 役員及び評議員等に対する報酬の額は、別表に定める額とする。

**(費用弁償)**

**第5条** 役員及び評議員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員及び評議員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

**(報酬等の支給方法)**

**第6条** 理事長に対する月額報酬の支給日は、毎月25日とする。(ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第35条の規定に準じて支給する。)

2 役員及び評議員等に対する報酬は、理事会又は評議員会等への出席など法人・施設運営の業務にあたった都度支給する。

3 報酬等は、現金により本人へ支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の口座に振り込むことができる。

**(公表)**

**第7条** この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

**(改廃)**

**第8条** この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

**附 則**

1 この規程は、平成29年6月20日から施行する。

2 社会福祉法人櫛引福寿会役員報酬規程（平成25年3月29日制定）は廃止する。

**附 則**

この規程は、令和元年7月1日より施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年3月23日より施行する。